

## 令和8年度補助金及び対象経費の取り扱い

### 1. 補助対象事業

住民組織や各種団体が自主的に行う人づくり・地域づくり事業を支援する補助金です。

※補助の対象とならない事業

- ・特定の個人の交流、親睦等を目的とした事業
- ・政治目的のある事業
- ・宗教活動に関わる事業
- ・営利を目的とした事業
- ・松江市から他の補助金・助成金を受けている事業

### 2. 補助対象経費

対象経費は補助対象団体が実施する事業費とし、概ね以下のような経費です。

対象経費かどうか不明な際は、八雲支所地域振興課へご相談ください。

| 区 分       |       | 対象になるもの  | 対象外のもの等  |
|-----------|-------|--|--|
| 報償費       | 報償費   | 各種謝金、謝礼(講師料、出演料)                               | 直接的な宗教行為にあたるもの(玉ぐし料・お布施等)、団体の構成員へは不可   |
| 旅費        | 旅費    | 事業実施に係る費用、講師旅費等<br>有料道路通行料                     | 交通費等に発生する特別料金は不可   |
| 需用費       | 消耗品   | 事務・衛生用品等の消耗品費、<br>材料代(事業の性質上必要な場合のみ)、<br>図書購入費 | 直接的な宗教行為にあたるもの(お供え物等)、<br>食糧費(イベントの弁当代や飲食代)、<br>金券、景品、参加賞は不可<br>経常的な経費との区別ができないものは不可 |
|           | 燃料費   | 車両、機器使用に発生するガソリンやガス代など                         |  |
|           | 印刷製本費 | チラシ、資料等の印刷・コピー代                                |  |
| 役務費       | 通信運搬費 | 郵券料、送料   |  |
|           | 広告料   | 各メディアを利用した広告宣伝費                                |  |
|           | 手数料   | 廃棄物処理代、クリーニング代、<br>対象経費に係る振込手数料                |  |
|           | 保険料   | イベント保険料  |  |
| 委託料       | 委託料   | 事業実施に係る費用                                      |  |
| 使用料および賃借料 | 借上料   | 機材等の借上料  | 団体の構成員へは不可   |
|           | 使用料   | 会場使用料、駐車場使用料                                   | 団体の構成員へは不可   |
|           | 入場料   | 事業実施に係る入場料                                     |  |
| 工事請負費     | 工事請負費 | 当該事業に関連して継続して使用するものに係る費用                       |  |
| 備品購入費     | 備品購入費 | (概ね5万円以上の物品)                                   | 事務所や家等に恒常的に使う備品の購入費用は不可(エアコンやパソコン等)単年度で消耗する備品の購入費用は不可                                |

- ①委託料及び工事請負費の合計額が補助対象経費の2分の1を超えないこと。
- ②委託料または工事請負費のいずれかの額が補助対象経費の2分の1を超えないこと。
- ③備品購入費が補助対象経費の2分の1を超えないこと。

### 3. 注意事項

- ・すべての支出に領収書が必要です。品名(内容)・単価・数量がわかるように明記ください。
- ・領収書の宛名は、補助対象団体名です。